

福井市剣道連盟慶弔規程

(総 則)

第1条 福井市剣道連盟慶弔については、本規程によるものとする。

(慶 事)

第2条 次の各号に該当する場合は、慶祝、感謝の意を表する。

- 1 会長の役職を退職したとき、新会長名による感謝状を贈呈する。
 - 2 感謝状には、記念品を添えることができる。
 - 3 会員が全日本選手権、国体、都道府県大会および全剣連から選抜された大会に出場したとき、激励金を贈ることができる。10,000円まで
 - 4 福井地区に在住する小中学生が都道府県対抗少年優勝大会に、高校生が国体、都道府県大会に出場したとき、激励金を贈ることができる。5,000円まで
- ※ 3, 4に関する事案が生じたときは、会員本人または家族、指導者等が事務局に報告する。

(弔 事)

第3条 会長は、会員の死亡の報告を受けたときは、次のとおり弔意を表する。

~~弔電、供花および右の香典 金10,000円まで~~

代表の会葬または弔電、生花または枕花1基および香典 金10,000円まで

第3条の2

会長は会員の配偶者と家族（1親等）の報告を受けたときは、次の各号のとおり弔意を表する。

- 1 役員の配偶者と家族は、代表の会葬または弔電、生花または枕花1基および香典 金5,000円まで
 - 2 一般会員の配偶者と家族は、代表の会葬または弔電、および香典 金5,000円まで
 - 3 その他については、会長および理事長が認めた場合、規定に準じて処理し、常任理事会で報告する。
- ※ 第3条に関する事案が生じたときは、下記の者が速やかに事務局に報告する。
- ・ 会員本人の場合：その家族またはその事実を知り得た会員等
 - ・ 会員の配偶者と家族の場合：会員本人またはその代理の者等

(その他)

第4条 会長が特に必要と認めたときは、第2条から第3条の規定にかかわらず祝意及び弔意を表すことができる。

附 則

この規程は、令和元年12月 1日から施行する。

この規則は、令和5年 7月 1日から施行する。